

三豊市文書館協議会設置条例

平成21年9月25日

条例第32号

(設置)

第1条 三豊市文書館(以下「文書館」という。)の事業及び運営その他の文書館に関する事項を協議するため、三豊市文書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について市長の諮問に応ずるとともに、市長に意見を述べることができる。

- (1) 文書館の事業に関すること。
- (2) 文書館の運営に関すること。
- (3) その他文書館に関し市長が必要と認めた事項に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、委員13人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。
- 4 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 協議会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の規定による。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の委員会の招集)

- 2 この条例による最初の協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略